

高額療養費付加給付の支給条件が変わります！

## 医療費が高額になったとき

今迄は被保険者だけだったけど令和8年4月診療から被扶養者も支給対象になるんだって！



ロートグループ健康保険組合では所得区分に応じて医療機関窓口で支払う1か月の医療費が自己負担額（※1）を超えた場合は、給付金が支給されます。

（申請は不要、おおよそ診療月の3ヵ月後以降に自動的に支給）

### ※1：自己負担額を計算する際の注意点

- 健康保険が適用された医療費（食事代、差額ベッド代等は対象外）を1ヵ月単位（1日から末日）で計算  
例)1月15日から2月15日までの間に診療を受けた場合、1月15日～1月31日と2月1日～2月15日で診療報酬明細書（レセプト）が2件となり、それぞれのレセプトごとに計算。
- 「受診者」「医療機関」「医科・歯科」「入院と通院」は分けて計算  
同じ医療機関でも入院と通院は分けて計算。通院にかかる院外調剤分は通院分に合計。  
（医療機関受診日と薬局での調剤日の月が異なる場合は分けて計算）

所得区分	標準報酬月額	自己負担限度額
ア	83万円以上	80,000円
イ	53万円～79万円	50,000円
ウ	28万円～50万円	30,000円
エ	26万円以下	20,000円
オ	低所得者 (市区町村民税非課税者等)	20,000円

あなたの所得区分はマイナポータルで確認できます

#### STEP 1

マイナポータルにログイン

#### STEP 2

選択メニューから「健康保険証」を選択

#### STEP 3

限度額適用認定証関連の情報で「適用区分」を確認

例) 所得区分「ウ」に該当し、100万円の手術/入院費がかかった場合。  
(医療機関窓口でマイナ保険証を利用)

窓口支払額（高額療養費 自己負担限度額）；  
 $80,100 + (1,000,000 - 267,000) \times 1\% = 87,430円$

医療費100万

実質の自己負担額  
30,000円

高額療養費 自己負担限度額  
87,430円

※マイナ保険証を医療機関で提示(利用)で高額療養費自己負担限度額が適用されます。

自己負担限度額との差額；  $87,430円 - 30,000円 = 57,430円$

診療月から（最短で）約3か月後に57,430円が給付金として支給されます。

今回ご紹介した給付金は条件によりもっと軽減される場合もございます。  
詳しくはロートグループ健康保険組合のホームページにご確認ください。

ホームページ  
TOPページ



自己負担が高額になったとき